

産業廃棄物 中間処理施設

許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者	
	本社所在地 電話番号	〒190-0033 東京都立川市
	施設の設置場所	〒208-0021 東京都武蔵村山市
	施設責任者氏名	
中間処理する産業廃棄物	金属くず(スチール缶、アルミ缶)(以上1種類)・廃プラスチック類・木くず・ガラス、コンクリート及び陶磁器くず・がれき類(以上4種類)	
処理の方法	圧縮梱包・破碎	
処理能力	金属くず(スチール缶) t/日 (アルミ缶) t/日 廃プラスチック類 t/日 木くず t/日 がれき類 t/日 ガラス、コンクリート及び陶磁器くず t/日	
処分等のための保管最上限	金属くず(スチール缶・アルミ缶) m ³ 、廃プラスチック類 m ³ 、 木くず m ³ 、がれき類 m ³ 、ガラス、コンクリート及び陶磁器くず m ³	
許可番号	第 号	
許可期限		
許可条件	(1) 作業時間は原則として、8時から17時までとする。(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。	